

事業者の皆様へ

大気汚染防止法が改正され、

**『ばい煙に係る改善命令等の発動要件』が見直
されました。また、『事業者の責務規定』*が追
加されました。**

※ 事業者の責務規定は、平成 22 年 8 月 10 日から施行されています。

背 景

近年、大気汚染に係る環境基準は全国的に概ね達成されており、ばい煙発生施設における排出基準違反が発生したとしても、環境基準が直ちに不適合となる事態は生じにくくなっています。一方、ばい煙発生施設に排出基準に適合しない排出の継続のおそれがあっても、改善命令等の措置を講ずるためには、「人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認める」という要件が必要です。そのため、排出基準違反が発生させることになりかねません。実際に、継続的な不適合事案も発覚しています。

さらに、依然として光化学オキシダントの環境基準の達成状況は低いこと等から、ばい煙排出者による更なる努力に加え、全ての事業者においてもばい煙の排出が現状より悪化することのないよう、排出量の低減を図る自主的な努力が必要です。

このような状況を受け、下記のような改正が行われました。

概 要

1 『ばい煙に係る改善命令等の発動要件』の見直し

継続してばい煙に係る排出基準のおそれがある場合に、地方自治体による改善命令が行われることになりました。これまでは、「人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認められるとき」に限定されていました。

2 『大気汚染の防止に関する事業者の責務規定』

事業者は、ばい煙の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴うばい煙の大気中への排出の状況を把握するとともに、当該排出を抑制するために必要な措置を講じなければなりません。

【事業者による自主的な公害防止の取組の促進】

公害の防止のために、排水基準の遵守のみならず、自主的な公害防止の取組が求められています。以下の点について、事業活動の状況を今一度ご確認ください。

公害防止に関する環境管理の具体的取組

① 工場・現場における公害防止に関する環境管理への取組

- (1) 実効性のある環境管理体制の整備と運用
- (2) 本社とのコミュニケーション
- (3) 異常発生時等の対応・整備
- (4) 環境管理手順の明文化と業務の記録・保管
- (5) 関係会社・委託先との連携強化

② 本社・環境管理部門における全社的な公害防止に関する環境管理への取組

【本社・経営層】

- (1) 環境管理業務の企業経営リスクとしての認識
- (2) 公害防止管理者等有資格者の育成と配置

【本社・環境管理部門】

- (3) 関連会社等を含めた全社的リスク把握・対処のための仕組みの整備
- (4) 多重的なチェック・監視体制の整備
- (5) 危機管理体制の整備と検証

③ 従業員教育への取組

- (1) コンプライアンス教育の実施
- (2) 公害防止に関する環境管理のノウハウの継承
- (3) 公害防止管理者等の資格取得を含む環境実務研修の充実

④ 利害関係者とのコミュニケーションへの取組

- (1) 行政（地方自治体）とのコミュニケーション
- (2) 地域とのコミュニケーション
- (3) 関係会社・取引先とのコミュニケーション

出典 環境省 「公害防止に関する環境管理の在り方」に関する報告書
(事業者向けガイドライン)

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=8163>